

【河川法】 国の基準と条例（素案）との対比表

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
条例委任の規定	<p>○河川法（昭和39年法律第167号） （この法律の規定を準用する河川）</p> <p>第100条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○河川管理施設等構造令（昭和51年政令199号） （準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）</p> <p>第77条 法第百条第一項において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準については、第二条から第七十四条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第二条第四号及び第八号中「河川整備基本方針に従って、過去」とあるのは「過去」と、同条第五号中「河川整備基本方針に従って、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第七号中「河川整備基本方針に従って、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第十号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第七十三条第四号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p>		
用語の定義	<p>第2条 この政令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 常時満水位 ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。</p> <p>二 サーチャージ水位 ダムの新築又は改築に関する計画において洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。</p> <p>三 設計洪水水位 ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において二百年につき一回の割合で発生するものと予想される洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量のうちいずれか大きい流量（フィルダムにあっては、当該流量の一・二倍の流量。以下「ダム設計洪水流量」という。）の流水がダムの洪水吐きを流下するものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部における最高の水位（貯水池の貯留効果が大きいダムにあっては、当該水位から当該貯留効果を考慮して得られる値を減じた水位）をいう。</p> <p>四 計画高水流量 河川整備基本方針に従って、過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。</p>	<p>規定しない。</p> <p>規定しない。</p> <p>規定しない。</p> <p>「河川整備基本方針に従って、過去」を「過去」に読み替える。</p>	<p>帯広市が管理する準用河川においてダムを設けることはないため規定しない。</p>

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
用語の定義	<p>五 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川整備基本方針に従って、河川管理者が定めたものをいう。</p> <p>六 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。</p> <p>七 計画高水位 河川整備基本方針に従って、計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。</p> <p>八 計画高潮位 河川整備基本方針に従って、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。</p> <p>九 高潮区間 計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。</p> <p>十 高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間（第四十六条第二項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水及び高潮が生ずるものとした場合における当該区間の河道内の最高水位をいう。</p>	<p>計画高潮位及び高規格堤防設計水位に関することは規定しない。 「河川整備基本方針に従って、河川管理者」を「河川管理者」に読み替える。</p> <p>「河川整備基本方針に従って、計画高水流量」を「計画高水量」に読み替える。</p> <p>規定しない。</p> <p>規定しない。</p> <p>規定しない。</p>	<p>帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないこと及び高規格堤防は存在しないため規定しない。</p> <p>帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。</p> <p>帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。</p> <p>帯広市が管理する準用河川において高規格堤防を設置することはないため規定しない。</p>
ダム	(略)	規定しない。	帯広市が管理する準用河川においてダムを設けることはないため規定しない。
堤防	適用の範囲 第 17 条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤について適用する。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	構造の原則 第 18 条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。 2 高規格堤防にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防特別区域内の土地が通常の利用に供されても、高規格堤防及びその地盤が、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができるものとする。	<p>計画高潮位については規定しない。</p> <p>規定しない。</p>	<p>帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。</p> <p>帯広市で管理する準用河川において高規格堤防を設置することはないため規定しない。</p>

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																						
堤防	構造の原則	3 高規格堤防は、予想される荷重によって洗掘破壊、滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとし、かつ、その地盤は、予想される荷重によって滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊が生じないものとするものとする。	規定しない。	帯広市が管理する準用河川において高規格堤防を設置することはないため規定しない。																					
	材質及び構造	第 19 条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、高規格堤防以外の堤防にあっては、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。																					
	高さ	第 20 条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>計画高水流量 (単位：m³/s)</th> <th>計画高水位に加える値 (単位：m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>200 未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>200 以上 500 未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>500 以上 2,000 未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,000 以上 5,000 未満</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5,000 以上 10,000 未満</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>10,000 以上</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項	計画高水流量 (単位：m ³ /s)	計画高水位に加える値 (単位：m)	1	200 未満	0.6	2	200 以上 500 未満	0.8	3	500 以上 2,000 未満	1	4	2,000 以上 5,000 未満	1.2	5	5,000 以上 10,000 未満	1.5	6	10,000 以上	2		
	項	計画高水流量 (単位：m ³ /s)	計画高水位に加える値 (単位：m)																						
	1	200 未満	0.6																						
	2	200 以上 500 未満	0.8																						
3	500 以上 2,000 未満	1																							
4	2,000 以上 5,000 未満	1.2																							
5	5,000 以上 10,000 未満	1.5																							
6	10,000 以上	2																							
	2 前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあっては計画高水位に、高潮区間の堤防にあっては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。	規定しない。	帯広市が管理する準用河川に湖沼が存在しないこと及び海域の影響を受けないため規定しない。																						
	3 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。	規定しない。	帯広市が管理する準用河川に湖沼は存在しないため規定しない。																						
	4 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。																						

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																		
堤防	<p>第 21 条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6 メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、計画高水流量が 1 秒間につき 500 立方メートル以上である場合においても、3メートル以上とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="232 432 954 735"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>計画高水流量 (単位：m³/s)</th> <th>天端幅 (単位：m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>500 未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>500 以上 2,000 未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,000 以上 5,000 未満</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5,000 以上 10,000 未満</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10,000 以上</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	項	計画高水流量 (単位：m ³ /s)	天端幅 (単位：m)	1	500 未満	3	2	500 以上 2,000 未満	4	3	2,000 以上 5,000 未満	5	4	5,000 以上 10,000 未満	6	5	10,000 以上	7	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	項	計画高水流量 (単位：m ³ /s)	天端幅 (単位：m)																		
1	500 未満	3																			
2	500 以上 2,000 未満	4																			
3	2,000 以上 5,000 未満	5																			
4	5,000 以上 10,000 未満	6																			
5	10,000 以上	7																			
盛土による堤防の法勾配等	<p>2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3メートル以上の適切な値とするものとする</p> <p>第 22 条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6 メートル未満である区間を除き、50 パーセント以下とするものとする。</p> <p>2 盛土による堤防の法面（高規格堤防の裏法面を除く。）は、芝等によって覆うものとする。</p>	規定しない。	帯広市が管理する準用河川に湖沼は存在しないため規定しない。																		
高規格堤防に作用する荷重の種類	<p>第 22 条の 2 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="277 1118 1093 1422"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>河道内の水位</th> <th>荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>計画洪水水位以下である場合</td> <td>W、P、I、Pp</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>計画洪水水位を超え、高規格堤防設計水位以下である場合</td> <td>W、P、I、Pp、τ</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において、W、P、I、Pp 及び τ は、それぞれ次の荷重を表すものとする W 高規格堤防の自重 P 河道内の流水による静水圧の力 I 地震時における高規格堤防及びその地盤の慣性力 Pp 間げき圧（高規格堤防及びその地盤の内部の浸透水による水圧）の力 τ 越流水によるせん断力</p>	項	河道内の水位	荷重	1	計画洪水水位以下である場合	W、P、I、Pp	2	計画洪水水位を超え、高規格堤防設計水位以下である場合	W、P、I、Pp、 τ	規定しない。	帯広市が管理する準用河川に高規格堤防を設置することはないため規定しない。									
項	河道内の水位	荷重																			
1	計画洪水水位以下である場合	W、P、I、Pp																			
2	計画洪水水位を超え、高規格堤防設計水位以下である場合	W、P、I、Pp、 τ																			

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方	
堤防	計算方法 荷重等の	第 22 条の 3 前条に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。	規定しない。	帯広市が管理する準用河川に高規格堤防を設置することはないため規定しない。
	小段	第 23 条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		2 堤防の小段の幅は、3メートル以上とするものとする。	国の基準どおり	同上
	側帯	第 24 条 堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	護岸	第 25 条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	水制	第 26 条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所水制を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	堤防に沿って設置する樹林帯	第 26 条の 2 堤防に沿って設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	管理用通路	第 27 条 堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置	第 28 条 湖沼、高潮区間又は 2 以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一 表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。 二 前面に消波工を設けること。	湖沼、高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川に湖沼が存在しないこと及び海域の影響を受けないため規定しない。	
	2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一 天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。 二 裏法尻に沿って排水路を設けること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。	

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例	<p>第 29 条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	<p>2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第 20 条第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとなることが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。</p>	国の基準どおり	同上
湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例	<p>第 30 条 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防に第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第 21 条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、第 28 条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して、3メートル以上の適切な値とすることができる。</p>	規定しない。	帯広市が管理する準用河川に湖沼が存在しないこと及び海域の影響を受けないため規定しない。
天端幅の規定の適用除外等	<p>第 31 条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第 21 条、第 29 条第 2 項及び前条の規定は、適用しない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	<p>2 胸壁を有する堤防に関する第 21 条、第 29 条第 2 項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。</p>	国の基準どおり	同上
連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例	<p>第 32 条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第 29 条及び前条を除く。）の規定を準用する。</p>	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
構造の原則	<p>第 33 条 床止めは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。</p>	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
	<p>2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
護床工及び高水敷保護工	<p>第 34 条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方	
床止め	護岸 第 35 条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、国土交通省令で定めるところにより、護岸を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。	
	魚道 第 35 条の 2 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、魚道を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。	
堰	(略)	規定しない。	帯広市が管理する準用河川において堰を設けることはないため規定しない。	
水門及び樋門	構造の原則	第 46 条 水門及び樋門は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
		2 高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋門にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。	規定しない。	帯広市で管理する準用河川において高規格堤防を設置することはないため規定しない。
		3 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	構造	第 47 条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。	国の基準どおり	同上
	断面形	第 48 条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあつては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。	国の基準どおり	同上
	河川を横断して設ける水門の径間長等	第 49 条 第 37 条から第 39 条まで（第 38 条第 5 項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第 37 条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第 39 条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第 38 条及び第 39 条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第 38 条第 1 項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。	第 49 条 水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他の河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。	国の基準「堰」第 37 条を読み替える。
		2 河川を横断して設ける樋門で 2 門以上のゲートを有するものの内法幅は、5 メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の 2 倍以上となるときは、この限りではない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																	
水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長		<p>第 一 条 水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長（隣り合う門柱の中心線間の距離をいう。）は、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上（水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の全長（両端の門柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1137 550 1599 794"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>計画高水量 (単位：m³/s)</th> <th>径間長 (単位：m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>500 未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>500 以上</td> <td rowspan="2">20</td> </tr> <tr> <td>2,000 未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>2,000 以上</td> <td rowspan="2">30</td> </tr> <tr> <td>4,000 未満</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4,000 以上</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	項	計画高水量 (単位：m ³ /s)	径間長 (単位：m)	1	500 未満	15	2	500 以上	20	2,000 未満	3	2,000 以上	30	4,000 未満	4	4,000 以上	40	水門及び樋門に必要な条文を、国の基準「堰」第 38 条から引用する。
	項	計画高水量 (単位：m ³ /s)	径間長 (単位：m)																	
	1	500 未満	15																	
	2	500 以上	20																	
2,000 未満																				
3	2,000 以上	30																		
	4,000 未満																			
4	4,000 以上	40																		
	2 前項の表一の項の中欄に該当する場合において、水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の全長が三十メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長を十二・五メートル以上とすることができる。	同上																		
	3 第一項の表三の項又は四の項の中欄に該当する場合において、第一項の規定によれば径間長の平均値を五十メートル以上としなければならない水門の構造上適当でないとき認められるときは、同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長をそれぞれ同表三の項又は四の項の下欄に掲げる値未満のものとするすることができる。	同上																		
	4 第一項の表四の項の中欄に該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長を三十メートル以上とすることができる。この場合においては、水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長の平均値は、前項の規定の適用がある場合を除き、四十メートル以上としなければならない。	同上																		

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																						
水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長の特例		<p>第 一 条 水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第三欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長の平均値は、同条第二項に該当する水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分を除き、同表の第四欄に掲げる値以上でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1070 580 1675 1062"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 580 1137 874">項</th> <th data-bbox="1137 580 1308 874">計画高水量 (単位：m³/s)</th> <th data-bbox="1308 580 1496 874">水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱部分のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分の径間長 (単位：m)</th> <th data-bbox="1496 580 1675 874">水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱部分の径間長の平均値 (単位：m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 874 1137 906">1</td> <td data-bbox="1137 874 1308 906">500 未満</td> <td data-bbox="1308 874 1496 906">12.5</td> <td data-bbox="1496 874 1675 906">15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 906 1137 970" rowspan="2">2</td> <td data-bbox="1137 906 1308 938">500 以上</td> <td data-bbox="1308 906 1496 938" rowspan="2">12.5</td> <td data-bbox="1496 906 1675 938" rowspan="2">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 938 1308 970">2,000 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 970 1137 1034" rowspan="2">3</td> <td data-bbox="1137 970 1308 1002">2,000 以上</td> <td data-bbox="1308 970 1496 1002" rowspan="2">15</td> <td data-bbox="1496 970 1675 1002" rowspan="2">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1002 1308 1034">4,000 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1034 1137 1062">4</td> <td data-bbox="1137 1034 1308 1062">4,000 以上</td> <td data-bbox="1308 1034 1496 1062">20</td> <td data-bbox="1496 1034 1675 1062">40</td> </tr> </tbody> </table>	項	計画高水量 (単位：m ³ /s)	水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱部分のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分の径間長 (単位：m)	水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱部分の径間長の平均値 (単位：m)	1	500 未満	12.5	15	2	500 以上	12.5	20	2,000 未満	3	2,000 以上	15	30	4,000 未満	4	4,000 以上	20	40	水門及び樋門に必要な条文を、国の基準「堰」第 39 条から引用する。
	項	計画高水量 (単位：m ³ /s)	水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱部分のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分の径間長 (単位：m)	水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱部分の径間長の平均値 (単位：m)																					
1	500 未満	12.5	15																						
2	500 以上	12.5	20																						
	2,000 未満																								
3	2,000 以上	15	30																						
	4,000 未満																								
4	4,000 以上	20	40																						
		2 前項の規定によれば水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長を同項後段の規定によらないものとする事ができる。	同上																						

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
ゲート等の構造	第 50 条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切
	2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。	国の基準どおり	同上
	3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。	国の基準どおり	同上
水門のゲートの高さ等	第 51 条 水門のカテナウォールの上端の高さ又はカテナウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとする。ただし、高潮区間において水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとしてすることができる。	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
	2 第 41 条第 1 項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカテナウォール及びゲートの高さについて、第 42 条の規定は、河川を横断して設ける水門のカテナウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカテナウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。	2 水門のカテナウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水量に応じ、計画高水位に第 20 条第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。	国の基準「堰」第 41 条を読み替える。
水門及び樋門	水門のゲートの高さ等の特例	第 条 水門のカテナウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。 一 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第 20 条代 1 項の表の下欄掲げる値を加えた高さ 二 計画高水位	水門及び樋門に必要な条文を、国の基準「堰」第 42 条から引用する。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方	
水門及び樋門	水門のゲートの高さ等の特例	2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第2項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。	水門及び樋門に必要な条文を、国の基準「堰」第42条から引用する。	
	管理施設等	第52条 第43条の規定は、水門及び樋門について準用する。 2 水門は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。	国の基準「堰」第43条を読み替える。 国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。	
	護床工等	第53条 第34条及び第35条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。	
揚水機場、排水機及び取水塔	(略)	規定しない。	帯広市が管理する準用河川において揚水機場、排水機場及び取水塔は存在しないため規定しない。	
橋	河川区域内に設ける橋脚の構造の原則	第60条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。 2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。 国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。	
	橋台	第61条 河岸又は川幅が50メートル以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防（計画横断面が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
		2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。	国の基準どおり	同上
4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。	国の基準どおり	同上		

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
橋脚	<p>第 62 条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所には設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとする事ができる。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	<p>2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から 20 メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ 2 メートル以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ 1 メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。</p>	国の基準どおり	同上
橋 径間長	<p>第 63 条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値（その値が 50 メートルを超える場合においては、50 メートル）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項及び第 3 項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に 5 メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から 5 メートルを減じた値（30 メートル未満となるときは、30 メートル）以上とすることができる。</p> $L = 20 + 0.005Q$ <p>この式において、L 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 L：径間長（単位 メートル） Q：計画高水流量（単位 1 秒間につき立方メートル）</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	<p>2 次の各号の一に該当する橋（国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画高水流量が 1 秒間につき 500 立方メートル未満で川幅が 30 メートル未満の河川に設ける橋 12.5 メートル 2. 計画高水流量が 1 秒間につき 500 立方メートル未満で川幅が 30 メートル以上の河川に設ける橋 15 メートル 	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方	
橋	径間長	3. 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル以上2000立方メートル未満の河川に設ける橋 20メートル	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		3 基準径間長が25メートルを超えることとなる場合においては、第1項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を25メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		4 河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。	国の基準どおり	同上
	桁下高等	第64条 第41条第1項及び第42条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。	第64条 橋の桁下高は、計画高水量に応じ、計画高水位に第20条第1項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。	国の基準「堰」第41条を読み替える。
		2 橋面（路面その他国土交通省令で定める橋の部分を用いる。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
	桁下高等の特例		第 条 橋の桁下高は、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。 一 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第20条第1項の表の下欄掲げる値を加えた高さ 二 計画高水位	橋に必要な条文を、国の基準の「堰」第42条から引用する。
		2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける橋の桁下高は、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状態を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。	同上	

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
橋	護岸等 第 65 条 第 34 条及び第 35 条の規定は、橋を設ける場合について準用する。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。	国の基準どおり	同上
	管理用通路の 構造の 保全 第 66 条 橋（取付部を含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	適用除外 第 67 条 第 61 条第 1 項から第 3 項まで、第 62 条、第 63 条及び第 64 条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。 2 この章（第 64 条及び前条を除く。）の規定は、ダム、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。	規定しない。 水門と効用を兼ねる橋及び樋門についてののみ規定する。	帯広市が管理する準用河川において湖沼、遊水池等は存在しないため規定しない。 帯広市が管理する準用河川においてダム、堰及び取水塔は存在しないため規定しない。
伏せ越し	適用の 範囲 第 68 条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	構造の 原則 第 69 条 伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。 2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする	高潮区間については規定しない。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
		国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	構造 第 70 条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。 2 第 47 条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
		国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
	ゲート等 第 71 条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。 2 第 10 条第 2 項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第 43 条の規定は伏せ越しについて準用する。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
規定しない。		「ダム」及び「堰」の構造について規定しないため規定しない。	

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
伏せ越し	第 72 条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から 20 メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ 2 メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
適用除外	第 73 条 この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。 1. 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等 2. 臨時に設けられる河川管理施設等 3. 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等 4. 特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第 2 章から第 9 章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの	「政令」を「条例」に読み替える。 「国土交通大臣」を「帯広市長」に読み替える。	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
雑則	第 74 条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第 26 条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。	計画高潮位については規定しない。 「政令」を「条例」に読み替える。	帯広市が管理する準用河川は海域の影響を受けないため規定しない。
小川の特別	第 76 条 計画高水流量が 1 秒間につき 100 立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定によらないものことができる。	「政令」を「条例」に読み替える。	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の基準とするのが適切。
準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準	第 77 条 法第 100 条第 1 項において準用する法第 13 条第 2 項の政令で定める基準については、第 2 条から第 74 条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第 2 条第 4 号及び第 8 号中「河川整備基本方針に従つて、過去」とあるのは「過去」と、同条第 5 号中「河川整備基本方針に従つて、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第 7 号中「河川整備基本方針に従つて、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第 10 号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第 73 条第 4 号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。	規定しない。	市町村が参酌すべき基準を条例化するため。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
附則	<p>1 この政令は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>帯広市条例施行日とする。</p>
	<p>2 この政令の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第 26 条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの政令の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあつては、法第 26 条の許可）がこの政令の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。</p>	<p>「政令」を「条例」に読み替える。</p>	
	経過措置		